

# 国民健康保険事務の広域化、効率化（宮城県）

令和3年度 事例紹介

東北厚生局管理課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

# 宮城県の国民健康保険保険者の概要

(令和元年度末時点)

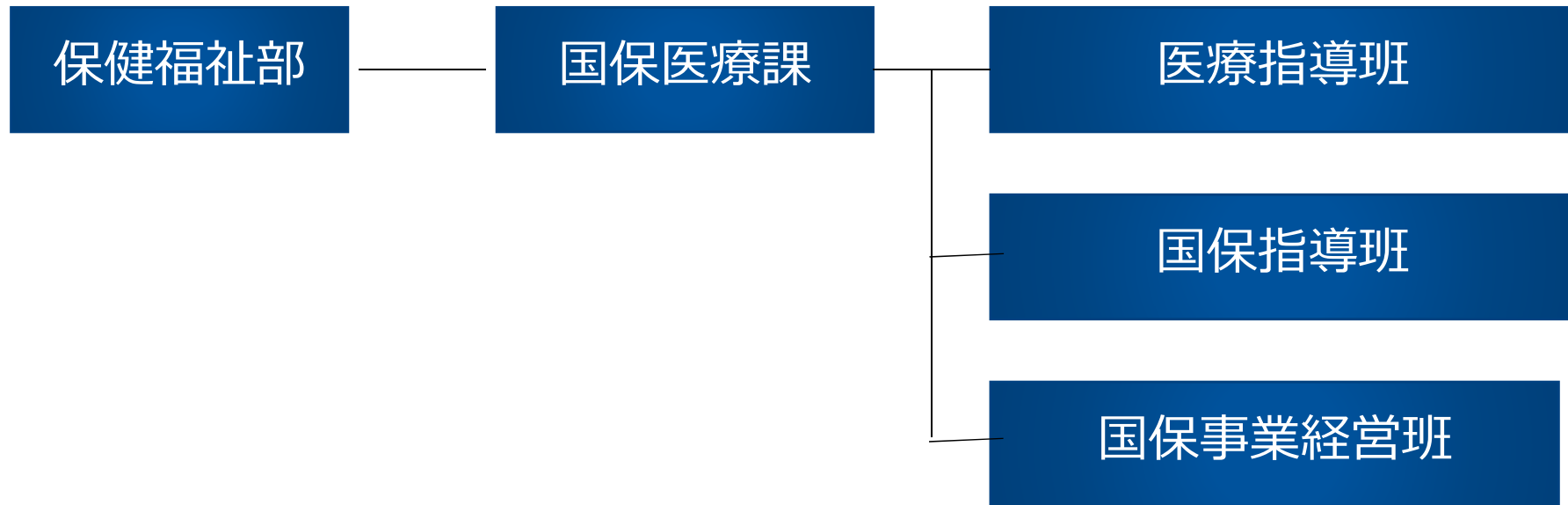


国保被保険者数	482,505人
保険者数 計	38
市町村保険者数	35
(市部)	(14)
(町村部)	(21)
国保組合	3

(カッコ内は再掲)

宮城県内の国民健康保険保険者は、市町村保険者が35保険者あり、うち市部が14（うち政令指定都市1）、町村部が21（うち被保険者数3,000名未満8）です。国保組合は3組合です。（医師、歯科医師、建設業）

# 宮城県の国民健康保険事務の体制



- ・ 医療指導班      保険医療機関の指導等
- ・ 国保指導班      保険者の指導等
- ・ 国保事業経営班      国民健康保険特別会計の運営等

## 共同実施

- **レセプト点検の実施**  
令和3年度から、県と全ての市町村が資格や診察、検査、投薬等の診療内容について、共同実施の方式により二次点検を行っている。  
全市町村において当面、縦覧点検を100%実施し、段階的に点検項目を標準化する。
- **県による保険給付の点検**  
県内の市町村間で転居した被保険者のレセプト点検を実施し、適正な請求がなされているか確認している。  
海外療養費の点検を実施し、適正な請求がなされているか確認している。
- **療養費の支給の適正化**  
柔道整復師の施術に係る療養費の点検及び患者調査を、県と全ての市町村が、共同実施の方式により実施している。

## 基準、様式等の統一、指針等の策定

### ・ 高額療養費の多数回該当の判定基準の統一

県内の市町村にまたがる住所の異動があっても、世帯の継続性が保たれている場合は、高額療養費の多数回該当が通算されるため、県内で統一した対応となるよう、国の参酌基準に基づき対応している。

## 参考 国の参酌基準概要

### (1) 単なる住所異動等の一の世帯のみで完結する住所異動の場合

家計の同一性、世帯の連続性があるものとして、世帯の継続性を認めることとする。

なお、一の世帯で完結する異動とは、次のいずれかに該当するものとする。

ア 転入及び世帯主の変更等、他の世帯と関わらず、当該世帯の構成員の数が変わらない場合の住所異動。

イ 出産、社会保険離脱、生活保護廃止等による資格取得又は死亡、社会保険加入、生活保護開始等による資格喪失等、他の世帯と関わらず、資格取得・喪失による当該世帯内の国保加入者数の増加又は減少を伴う場合の住所異動。

### (2) 世帯分離、世帯合併による一の世帯で完結しない住所異動（他の世帯からの異動による国保加入者の増加や、他の世帯への異動による国保加入者の減少をいう。）の場合

次のいずれかに該当するものに世帯の継続性を認める。

ア 世帯主と住所の両方に変更がない世帯

イ 住所異動前の世帯主が主宰する世帯

## 基準、様式等の統一、指針等の策定

- **医療費通知及び後発医薬品差額通知の統一**  
都道府県単位化を被保険者に見える形で示すため、通知回数や対象月数、通知の様式や内容を統一し、全市町村において共通様式を用い、通知している。
- **短期被保険者証及び資格証明書の交付に関する指針の策定**  
短期被保険者証及び資格証明書の発行について、市町村によって極端な違いが出ないように指針を策定した。
- **国民健康保険料（税）滞納処分の執行停止に関する指針の策定**  
滞納処分の執行停止について、市町村によって極端な違いが出ないように指針を策定した。
- **第三者求償に係る目標設定**  
県内全市町村が「被害届の自主的な提出率」及び「被害届受理日までの平均日数の数値目標」を設定している。

## 収納率向上アドバイザーの設置

- ・ 仙台市では、自市における収納率向上の取組で劇的な成果を上げた。

平成22年度収納率 政令指定都市 **最下位** (84.21%)



令和元年度収納率 政令指定都市 **3位** (94.65%)

- ・ 県はこの実績を踏まえ、仙台市収納対策室長を収納率向上アドバイザーに任命し、市町村向け全体・個別研修に講師として派遣するなどの支援を行っている。

県と県内市町村が一体となって国民健康保険を安定的・効率的に運営するため、また、県内市町村間の事務処理において極端な差異が生じないように、各種基準、指針の策定、事務の共通化、共同実施を進めている。